

## 2 赤ちゃんが生まれたら



### 出生届 町民課 ☎ 36-1110

生まれた日を含めて14日以内(14日目に役場が休みの日の場合は、その翌開庁日まで)に、出生地・本籍地または住所地(一時滞在地を含む)のいずれかの市区町村役場に出生届を提出してください。

法務省のホームページ([www.moj.go.jp/MINJI/minji86.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji86.html))より、「子の名に使える漢字」の検索ができます。

また、出生届と同時にお子さんのマイナンバーカードの申請ができます。希望される方は暗証番号(数字4桁)を決めていただき、お申し出ください。

●必要なもの：出生証明書(出産した病院からもらえます)、母子健康手帳



### 国民年金保険料産前産後期間免除制度 町民課 ☎ 36-1110

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。免除された期間は、保険料納付済期間になります。免除を希望される方は、町民課または各地域局で申請をしてください。

※妊娠85日(4か月)以上の出産(死産・流産・早産を含む)が対象です。



### 出産育児一時金 健康課 ☎ 36-1114

国民健康保険加入者が出産したとき及び妊娠22週以降の死産や流産のときに、50万円が支給されます(満12週から満22週未満の出産・死産・流産のときは48万8千円)。なお、出産育児一時金は、原則として、医療保険者から医療機関へ直接支払われるため、出産される医療機関で手続きを行ってください。その他の健康保険加入者は、勤務先にお問い合わせください。なお、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、差額分の請求をしてください。



### 未熟児・新生児・産婦訪問 こども家庭センター ☎ 34-9600

保健師・助産師が産後28日までにご自宅を訪問し、お子さんの身体計測やお母さんの健康相談及び育児相談をお受けし、母子保健事業や予防接種などについてお知らせします。出産後は、母子健康手帳にある「出生連絡票」を提出してください。日程の連絡をさせていただきます。

8カ月の訪問時に「妊婦のための支援給付金」の申請をされていないようでしたら面談後2回目の給付金の申請を行って頂きます。2回目の給付額はこどもの数×5万円です。



### かみっこオムツ券交付事業 こども家庭センター ☎ 34-9600

生後カ月未満のお子さんがある養育者にかみっこオムツ券を2万円分交付します。

新生児訪問等で申請をして頂き、「ママカフェサロン」で交付することにしています。ご都合がつかない方はご連絡ください。

## こんにちは赤ちゃん事業 **こども家庭センター** ☎ 34-9600

育児について気軽に相談ができ保護者が安心して子育てができるように、生後4か月までの乳児がいるすべてのご家庭(健康課による新生児訪問を実施したご家庭は除く)を保健師または助産師が、電話による訪問日の日程調整後にご家庭を訪問します。育児について様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などのアドバイスを行います。



## **先天性代謝異常等検査** **こども家庭センター** ☎ 34-9600

新生児を対象に、出産した医療機関で採血し、フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常検査や先天性甲状腺機能低下症の検査を行います。生後早い段階で検査を行うことで、病気を早期に発見し、必要に応じた治療を開始することができます。

出生後に母子健康手帳別冊の「先天性代謝異常検査申込書」を医師に提出してください。検査費用は無料ですが、採血料は有料です。

## **新生児聴覚検査費及び産婦健康診査費助成事業**

**こども家庭センター** ☎ 34-9600

お母さんとお子さんの健康と健やかな子育てを支援するために、先天性難聴を早期発見するための新生児聴覚検査(1回)と、産後早期の母体の回復を促す産婦健康診査(2回まで)の費用を助成します。医療機関で新生児聴覚検査や産婦健康診査を受けた後、償還払いの手続きをしてください。ただし、医療保険の適用を受けた費用や文書料、乳房ケアなどは助成の対象外です。

- 必要なもの：母子健康手帳、医療機関から交付された領収書及び明細書  
申請者名義の振込先がわかるもの

聴覚検査費 産婦健康診査費



## **1か月児健康診査費助成事業** **こども家庭センター** ☎ 34-9600

医療機関等で受診する生後1か月の子どもさんの健康診査費用(1回)について、全額助成します。

指定医療機関(公立豊岡病院・鳥取産院・みやもと産婦人科)で受診される場合は出生届時に1か月児健診助成券を申請して頂き、後日ご自宅に送付します。

また、他の医療機関で受診される場合は償還払いにより助成します。妊娠期に実施する妊婦訪問で申請書(償還払い方式)の配布と受診の方法等について説明します。



## **出産・健診安心アクセス支援事業** **こども家庭センター** ☎ 34-9600

妊産婦健診、出産、不妊治療にかかる交通費の一部を助成します。

- 助成内容 自宅から医療機関等までの往復距離に1km当たり37円を乗じた額の80%の額を助成します。里帰り出産の場合は里帰り先の居住地から医療施設等への通院交通費(上限額5,000円/回)
- 必要なもの 母子健康手帳(妊産婦健診・出産)  
公共交通機関は交通費のわかるもの  
タクシーによる移動の場合は実費額(領収書提出)  
医療機関などが発行する領収書、診療明細書等



## 児童手当 福祉課 ☎ 36-1964



0歳から高校生年代までのお子さんを養育している方を対象に、手当を支給します。出生日の翌日から15日以内に申請してください。公務員の方は勤務先に申請してください。

### ●支給額

- ・3歳未満の児童1人につき月額15,000円
- ・3歳～高校生年代の児童1人につき月額10,000円
- ・第3子以降は児童1人につき月額30,000円

### ●必要なもの：申請者名義の振込先がわかるもの

申請者及び配偶者のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）、申請者の身分証明書、申請者の健康保険情報がわかるもの（地方公務員共済などの共済組合に加入している方のみ）

## 未熟児養育医療 こども家庭センター ☎ 34-9600



体の発育が未熟なまま出生した乳児(新生児)で医師が入院養育を必要と認めた児(1歳未満)を対象に養育医療の給付を行います。

●対象者：出生体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院を必要と認めた児

●給付内容：入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額を公費で負担します。ただし、世帯の所得に応じて費用の一部は自己負担となります。

●必要なもの：申請者及びお子さんのマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード等）、身分証明書

## 福祉医療費助成制度 健康課 ☎ 36-1114



0歳から高校3年生世代までのお子さんの健康保険が適用される医療費について、自己負担額分を全額助成します。保護者の所得などを確認して受給者証をお渡しします。

◆ 0歳から小学3年生までのお子さんは【乳幼児等医療費助成制度】

◆ 小学4年生から高校3年生世代までのお子さんは【こども医療費助成制度】

● 必要なもの（お子さん）：健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ  
（マイナ保険証の方は）マイナンバーカード

（保護者）：本人確認書類

香美町で課税状況が確認できない場合は、所得課税証明書又はマイナンバーを利用した地方税関係情報取得の同意書



## 子ども遠距離通院交通費助成事業 健康課 ☎ 36-1114



0歳から高校3年生世代までのお子さんを、治療などのため自宅からおおむね100キロメートル以上の距離にある医療機関へ送迎する際の往復の交通費の一部を助成します。

● 回数の上限はありませんが、1回の上限額は5,000円としています。

● 医療機関などが発行する領収書、診療明細書をお持ちのうえ、申請してください。

## 離乳食と歯の教室 健康課 ☎ 36-1114



赤ちゃんは、成長するにしたがって母乳やミルクだけでは栄養が不足してきます。お母さんとお子さんが楽しく離乳食を進められるように栄養士が月齢ごとの離乳食についてのポイントをわかりやすくお伝えします。また、お口や歯のお手入れ方法についてのアドバイスを歯科衛生士が行います。

## お口の健康管理ノートの交付 健康課 ☎ 36-1114



乳歯は6～8か月頃から生え始めてきます。母子健康手帳同様に、お子さんの成長に伴うお口の健康を記録するものとして歯科健康診査時やフッ化物塗布、治療などで歯科受診される際に持参してください。3～4か月児健診にて交付し就学前まで使用します。

## 産後ケア事業 子育て家庭センター ☎ 34-9600



宿泊型

訪問型



産後のお母さんが、安心して子育てができるように心身のケアや育児のサポートを行います。利用料金などの詳細についてはお問い合わせください。

- 宿泊型:産科医療機関に宿泊し、授乳や育児指導などのケアを受けることができます。
- 通所型:産科医療機関に日帰りで日中を過ごし、授乳や育児指導などのケアを受けます。
- 訪問型:助産師の訪問による乳房マッサージや育児指導を受けることができます。

## 子育て短期支援事業 子育て家庭センター ☎ 34-9600



一時的に家庭において養育を受けられない児童や、家庭内暴力により保護を受ける必要が生じた児童と保護者が児童福祉施設などに入所することができます。

詳細についてはお問い合わせください。

## 乳幼児健康診査 健康課 ☎ 36-1114



お子さんの成長に合わせて、健康診査を行っています。

名称	対象年月齢	方法	個別通知
3～4か月児健康診査	3か月～5か月末まで	★	有
9～10か月児健康診査	9か月～11か月末日まで	★	有
9～12か月児歯科健康診査	歯が生え始めてから1歳の誕生日まで	☆	無
1歳6か月児健康診査及び歯科健康診査	1歳6か月～2歳前日まで	★	有
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月～2歳8か月前日まで	☆	有
3歳児健康診査及び歯科健康診査	3歳～4歳前日まで	★	有

★集団で実施。会場・日程は広報（令和8年4月号）をご覧ください。

☆個別に医療機関で実施。詳細については「お口の健康管理ノート」交付時にお知らせします。



## 5歳児健康診査 **こども家庭センター** ☎ 34-9600



4歳や5歳という年齢は、言葉や運動の発達に加えて、集団生活の中で共感性や協調性等の対人関係など社会性の発達が著しく、また生活習慣の自立の時期でもあります。この時期に健康診査を行うことで、お子さんに合わせた適切な支援ができると言われていいます。成長や発達について気になっていること、心配なことを気軽に相談していただき、安心して就学を迎えられるように支援させていただきます。

- 実施方法：実施年度に5歳になるお子さんを対象に健診の日程等を個別通知します。  
同封しております問診票を返信してください。保育所(園)・認定こども園  
・幼稚園とも連携して実施します。

## こどもの発達についての相談事業 **こども家庭センター** ☎ 34-9600



お子さんの発達状況に応じて相談をお受けします。保育所(園)、認定こども園、幼稚園への巡回相談も行います。

「友達と上手に遊べない、落ち着きがない」などの子どもの発達や、「転びやすい、手の不器用さ」などの運動発達のご心配について、発達専門小児科医師や心理士が相談をお受けします。また、子どもの「ことばの遅れ、吃音、聞こえ」などのご心配について心理士が相談をお受けします。